

# MONEY FOR PRESIDENT

## 高橋FPの 社長が知りたい お金の話

ファイナンシャル・プランナー  
高橋 学



58歳。証券会社勤務を経て、ファイナンシャル・プランナーとして独立。証券会社時代から多くの経営者をクライアントに持ち、お金に関するアドバイスをを行っている。

## 相続対策に活かす生命保険

### 相続税対策や遺産分割などでメリット

こんにちは、高橋学です。今回は、相続における生命保険の活用法と注意点をご紹介します。

相続を円滑に進める手段として、生命保険の活用が知られています。しかし、実際にどんなメリットがあるのか、しっかり理解している方は少ないようです。覚えておきたいメリットを見ていきましょう（図表1）。

1つ目は、生命保険（死亡保険金）には、相続税の基礎控除とは別に「500万円×法定相続人の数」の非課税枠があること。保険金でのごすことにより、相続税の課税価格を減らすことができます。

2つ目は「指定した人に財産をわたせる」こと。死亡保険金は受取人固有の財産とされ、原則として遺産分割協議の対象外です。このため、のこしたい人にのこしたい額をわたすことが可能で、遺言を書くのと同様の効果を得られます。

3つ目は「現金で速やかに受け取れる」こと。死亡保険金は生命保険会社に提出した書類に不備がなければ、請求後1週間程度で受け取れるのが一般的。納税資金や葬儀費用はもちろん、生活費として使うこともできます。

その他、特定の相続人が不動産などを相続する代わりに、他の相続人に代償金（不公平を補う資金）を支払う代償分割の資金として使いやすいくともメリットの1つ。保険を活用することによって、相続人間の公平さを保ちながら、分割しづらい資産の承継もスムーズに行えるわけです。

### 生命保険の注意点も要確認!

とはいえ、相続対策としての生命保険には注意点もあります。気を付けたいポイントを見ていきましょう。

まず覚えておきたいのが、相続税の非課税枠の適用を受けるには、死亡保険金の受取人は法定相続人でなければならないこと。それ以外の方が受取人である場合、非課税枠は適用されません。加えて注意したいのが、死亡保険金は契約形態によって「かかる税金の種類」が異なること（図表2）。相続税の対象となるのは、表中の①「契約者（保険料負担者）と被保険者が同一」である場合です。

また、死亡保険金は原則、遺産分割協議の対象外であるものの、他の相続人との間で「著しい不公平」が生じる場合、遺産分割協議の対象となるケースもあります。また、生命保険は早期に解約すると元本割れの可能性がある点にご留意ください。

M

図表1 生命保険の特徴と相続におけるメリット

#### ① 相続税の非課税枠がある

「500万円×法定相続人の数」の非課税枠があり、相続税の課税価格を少なくできる

#### ② 指定した人に財産をわたせる

保険金は受取人固有の財産となり、遺産分割協議の対象外になる

#### ③ 現金で速やかに受け取れる

保険金は、保険金請求後1週間程度で受け取ることができ、納税資金などに活用できる

#### ④ 代償分割に活用できる

保険金は遺産分割の不公平を正す「代償分割」の資金としても活用できる

図表2 死亡保険金の課税関係（続柄は例）

| 契約形態                 | 契約者  | 被保険者 | 保険金受取人       | 受取人にかかる税金 |
|----------------------|------|------|--------------|-----------|
| ① 契約者と被保険者が同一        | A(夫) | A(夫) | B<br>(妻または子) | 相続税       |
| ② 契約者と受取人が同一         | A(夫) | B(妻) | A(夫)         | 所得税       |
| ③ 契約者、被保険者、受取人ともに異なる | A(夫) | B(妻) | C(子)         | 贈与税       |

（出所）国税庁の資料などをもとに筆者作成